

*for immediate release*

2013年2月25日

## 報道各位

公益財団法人 自然エネルギー財団  
大林ミカ、真野秀太

### JREF プレスリリース：太陽光発電の系統接続に関する事業者アンケート結果より

#### いますぐに「優先接続」の導入が必要である

公益財団法人自然エネルギー財団は、系統接続の実態について、国内の太陽光発電事業者 252 社を対象としたアンケートを実施し、79 社より回答を得た（回収率約 3 割）。アンケート結果からは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（固定価格制度、あるいは FIT 制度）の下で電力会社に義務付けられているはずの系統接続が事実上担保されておらず、事業実施の上で大きな障害の一つとなっていることが明らかとなった。電力会社が系統を所有・管理し、情報も公開されていないために、新しく事業に参入しようとする太陽光発電事業者は、系統協議の交渉上、著しく不利な立場にある。

諸外国では、固定価格制度は、「優先接続」（化石燃料など他の発電設備よりも自然エネルギーからの電力を優先して系統に接続する）という概念とセットになっているが、日本の固定価格制度は、例外事項を認めるなど、系統接続は、実際には電力会社の裁量に任せられている。

固定価格制度についての議論は、買取価格のみに関心が集中しているが、もう一方の柱である接続義務については、中立的な検証が進められていない。事業可能性を担保する買取価格が設定されても、系統への接続が保証されなければ、自然エネルギーの導入は不可能である。

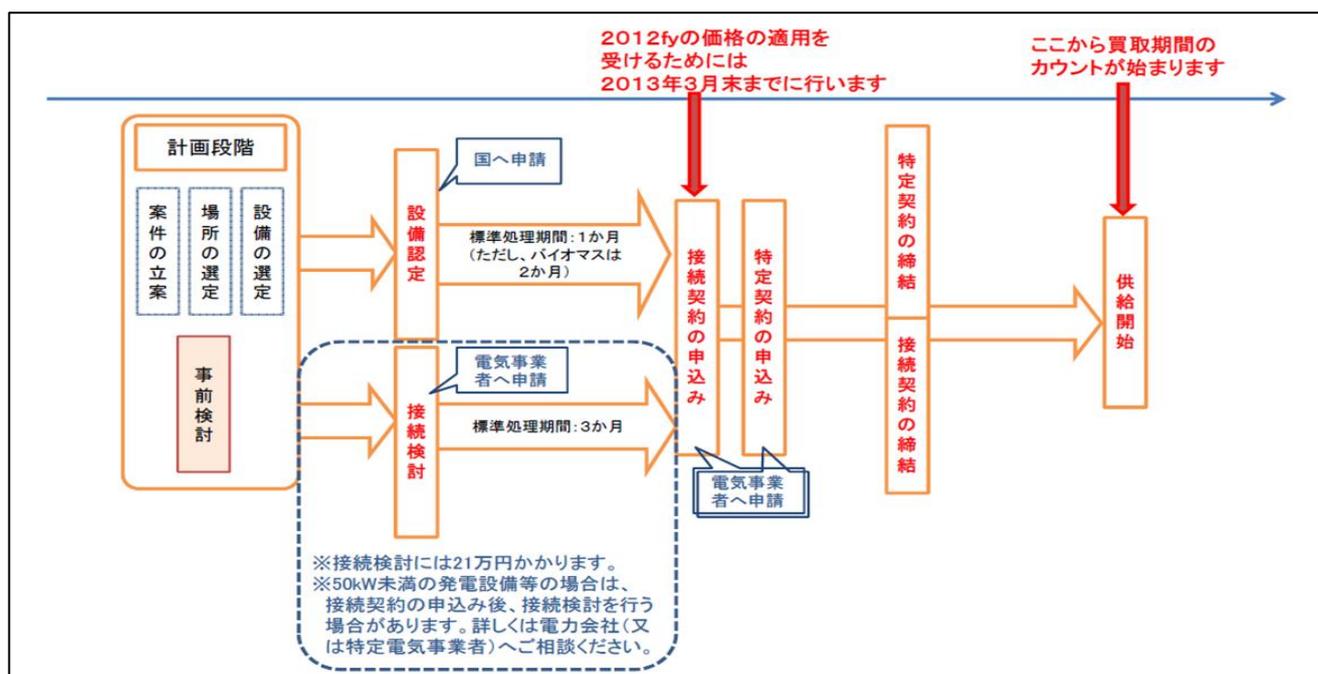
自然エネルギーの導入拡大を実現するために、政府は系統接続に関する実態調査を行い、「優先接続」の概念に基づいた系統接続の義務化を確立すると共に、送配電部門の系統のオープンアクセス、イコールフィッティングを早急に進め、系統利用の公平化・透明化を実現すべきである。

- 事業を断念した理由のうち 25%（60 件）が系統接続に係るもので、太陽光発電においても系統接続が事業実施の上で大きな障害の一つとなっている。
- 事前相談段階で電力会社から系統連系が拒否されたケースが 20%（15 件）、また連系制限があるとの回答を受けたケースが 37%（28 件）あり、法律上は接続義務が課せられているものの、実態上は連系可能容量の制約などを理由とした接続拒否や、大幅な設備容量の縮小要請、遠い連系点への接続要請など、実質的に事業を断念せざるを得ないケースが多発している（※系統接続の手続きの詳細については次項を参照）。
- 接続手続きに係る対応は電力会社ごと、更には営業所ごとによらつきがある。また、接続協議にかかる時間が長くかかり過ぎているため、効率化・短縮化を求める声が多く寄せられた。
- 系統連系工事にかかる費用と工期の妥当性に対する不満も多く寄せられた。現状では、電力会社が連系工事の費用の見積もりを行い、太陽光発電事業者が当該金額を電力会社に支払うこと

になっている。しかし、ほとんどのケースで、工事は電力会社の関連会社が行い、発電事業者側には交渉の余地はなく、金額や工期の妥当性をチェックする仕組みがない。

## 系統接続に係る一般的な手続きの流れ

通常、連系協議は、簡易的に実施される「事前検討（事前相談）」（任意）と詳細な検討を行う「接続検討（連系協議）」（必須）の二段階で行われる。



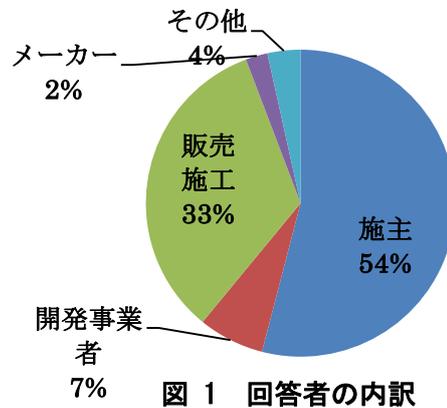
出典) 資源エネルギー庁資料

- ① 事前検討（事前相談）：事前に連系を希望する系統の空き容量を確認するために任意で実施される。費用は掛からないが、あくまで簡易な方法による検討であり、連系接続は保証されない。
- ② 接続検討（連系協議）：系統接続のための正式な検討が実施される。太陽光発電事業者は、連系する設備の詳細な仕様・システム設計図の提出と手数料 21 万円を支払う。(社) 電力系統利用協議会の示す自主ルールに基づき、原則 3 か月以内に回答されることになっている。
- ③ 本申込み（特定契約）：電力の供給に係る電力会社と太陽光発電事業者間の契約。太陽光発電事業者は、連系に係る工事負担金を支払う。
- ④ 連系工事：電力会社が連系に係る工事を実施する。
- ⑤ 連系・電力供給の開始

## アンケート結果詳細について

### 1. (1) アンケート回答者の内訳

回答者内訳は、太陽光発電設備を設置する施主が約 5 割、販売・施工業者が 3 割、開発事業者が 7%、メーカーが 2%。実際に太陽光発電事業を実施している事業者が主な回答者となっている。



### 1. (2) 回答者の実施する事業の規模

事業の規模は 1,000kW 以上のメガソーラーが最も多く、その他も 10kW 以上の事業用太陽光発電設備が中心となっている。

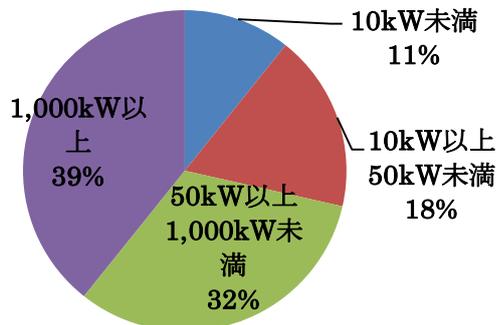


図 2 回答者の実施する事業規模（複数回答可）

### 2. (1) 事前相談、接続検討（連系協議）、本申込みに要した期間

事前相談、接続検討（連系協議）、本申込みのそれぞれの段階において、申し込みから回答までに要した期間は、事前相談で平均 1 ヶ月、接続検討で 2.6 か月、本申込みで 1.5 か月かかっている。一方で、事前相談で 3 ヶ月かかっているケースや、接続検討で 4 か月以上経っても電力会社からの回答が無いケースもあり、ばらつきが大きい。

表 1 事前相談・接続検討・本申込みに要した期間

	回答件数	平均(月)
事前相談	72	1
接続検討	71	2.6
本申込み	57	1.5

## 2. (2) 事前相談で系統連系が拒否されたケース

事前相談段階で、電力会社から系統連系が拒否されたケースも2割（15件）ある。

表 2 事前相談で系統連系が拒否されたケース

	回答件数	割合 (%)
系統接続が拒否されたケースがある	15	20%
系統接続が拒否されたケースはない	61	80%

## 2. (3) 「連系制限あり」と回答されたケース

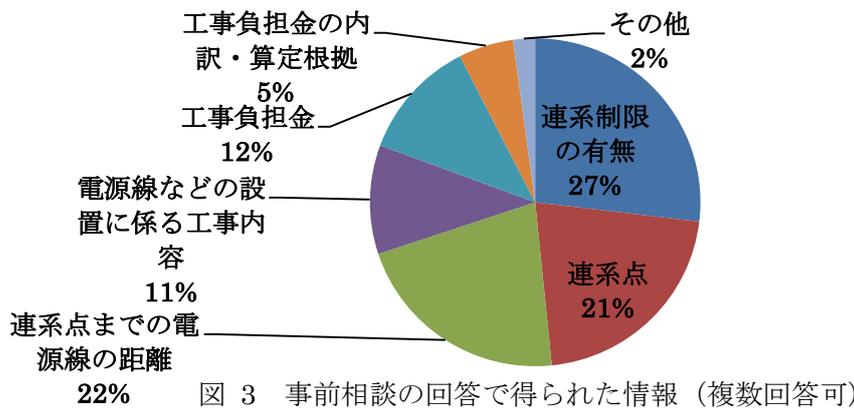
また、事前相談段階で、「連系制限あり」と回答されたケースは37%（28件）に上る。

表 3 「連系制限」ありと回答されたケースの有無

	回答件数	割合 (%)
連系制限ありと回答されたケースがある	28	37%
連系制限ありと回答されたケースはない	48	63%

## 2. (4) 事前相談の回答で得られた情報

事前相談段階で、得られた情報は連系制限の有無や連系点に係る情報が中心で、連系に係る工事負担金についての情報が得られたケースは約1割にとどまっている。



## 2. (5) 接続検討（連系協議）段階で、連系許容量の制限や回答保留をされたケース

接続検討の段階で、連系許容量の制限等があったケースは3割（21件）あり、制限の主な理由は変電所の容量不足によるものが多い。計画時と比べて半分の設備容量に縮小せざるを得なかったケースも複数発生している。

表 4 連系許容量の制限や回答保留をされたケースの有無

	回答件数	割合 (%)
連系許容量の制限や回答保留をされたケースがある	21	30
連系許容量の制限や回答保留をされたケースはない	49	70

## 2. (6) 接続検討の回答で得られた情報

接続検討の段階では、連系にかかる工事負担金についての情報も得られている。

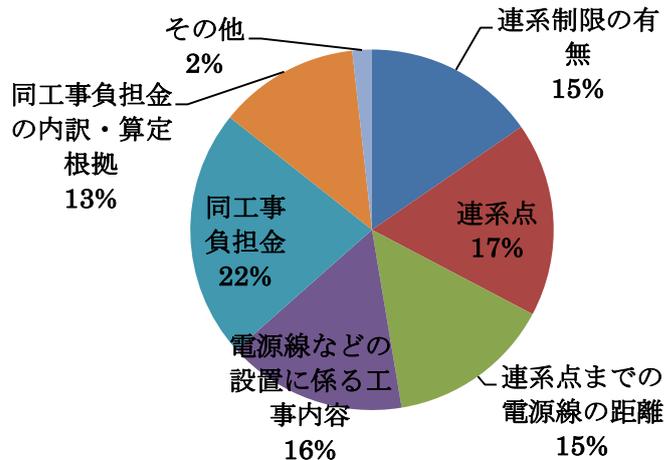


図 4 接続検討で得られた情報 (複数回答可)

## 2. (7) 本申込みで回答が変更され連系できなくなったケースの有無

事前相談や接続検討で受けた回答が、本申込み (特定契約・接続契約) の段階で変更され、連系ができなくなったケースはない。来年度以降の拡大状況をみる必要があるが、現時点では、接続検討後の本申込みの段階においては円滑に手続きが進められている。

表 5 本申込みで回答が変更され連系できなくなったケースの有無

	回答件数	割合 (%)
本申込みで回答が変更され連系できなくなったケースがある	0	0
本申込みで回答が変更され連系できなくなったケースはない	67	100

## 2. (8) 工事負担金の還付方法についての説明の有無

同じ連系点に複数事業者が申請しているケースで、他の事業者が後で接続した場合には、最初に連系工事費を負担した事業者の一部還付することも想定される。しかし、現時点では電気事業者からの回答で還付方法について説明されているケースはない。

表 6 複数事業者が申請していたケースでの工事負担金の還付方法についての説明の有無

	回答件数	割合 (%)
工事負担金の還付方法についての説明がある	0	0
工事負担金の還付方法についての説明はない	65	100

## 3. (1) 事業を断念した理由

計画していた事業を断念した理由のうち最も多いのは、土地調達にかかわるもので 45% (107 件) に上るが、次に多い理由として系統接続に係るものが 25% (60 件) に上っており、太陽光発電事業を実施するに際して系統接続が大きな障害となっていることが分かる。一方で、システム調達などの設備費用

が理由で事業を断念するケースは 7%（16 件）にとどまっており、現在の買取価格の設定は事業性を確保するのに十分な水準となっていると考えられる。

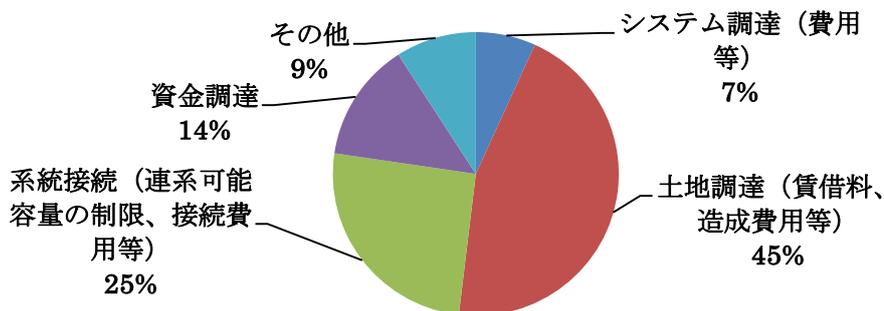


図 5 事業を断念した理由（複数回答可）

### 3.（2）系統接続が理由で事業を断念したことがある場合の主な理由

系統接続が理由で事業を断念したケースでは、連系可能容量の制限によるものが最も多く 6 割（43 件）に上り、連系に係る工事負担金が 2 割（17 件）、その他電気事業者による接続拒否が 10%（8 件）となっている。

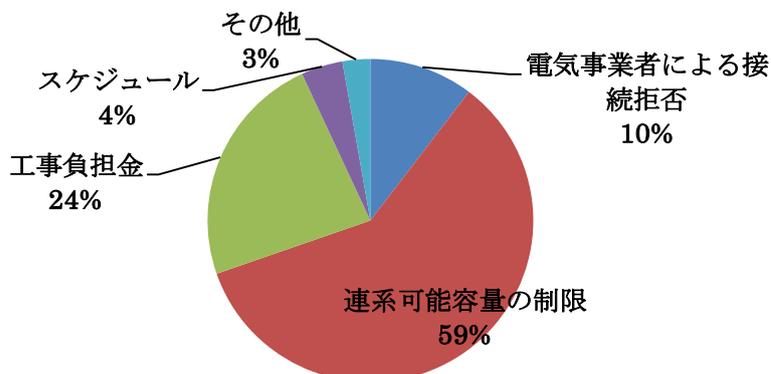


図 6 系統接続が理由で事業を断念したことがある場合の主な理由（複数回答可）

### 3.（3）系統情報に関して、公表が必要と思われる項目

系統情報に関して公表が必要と思われる項目については、連系可能容量に関する情報開示を求める回答が最も多く、次に連系に係るコスト及び工期等に係る情報、送電系統図などが挙げられた。

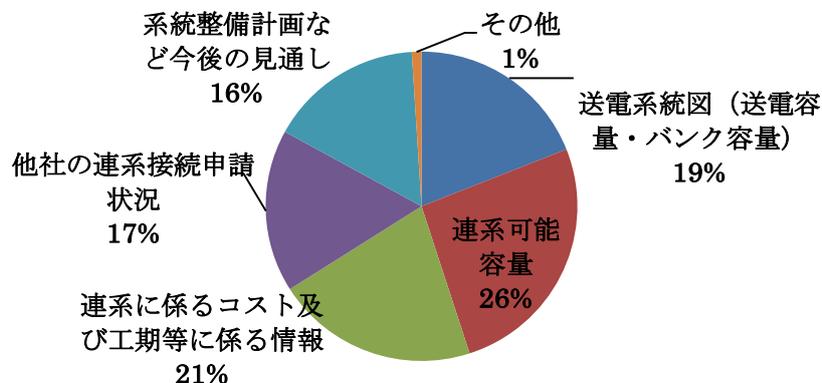


図 7 公表が必要な系統情報（複数回答可）

### 3. (4) その他系統接続に関する課題、要望

その他、系統接続に関する課題、要望として以下のような意見が寄せられた。

#### 系統の開放・ルール変更に関する要望

- 系統情報が少なく事業計画が立てられない。国が主導して情報公開を進めるべき。
- ある電力会社において、公道内の送電線敷設工事は発電事業者側では実質不可能であるため工事費を負担する代わりに工事を実施して欲しいと電力会社に要請したところ、電力会社からは敷設義務はないとの回答であった。公道内における送電線の敷設工事など一民間事業者では実施できないものは電力会社の義務として行うべきである。
- (自然災害を除き) 電力供給開始後に系統に問題が発生した場合には、発電事業者に対して追加で費用負担が発生することが電力会社からの回答で示されているが、このような契約では事業性が担保できない。系統安定化の義務は電力会社に負わせるべき。
- 事前相談の回答においては連系工事負担金に係る情報提供は行わないとする協定が全国の電力会社間で確認されていると聞いており、真摯な対応とは言えない。

#### 手続きの効率化に関する要望

- 出力を下げたことにより再度接続検討が求められたが、出力低下時には一度目の検討結果を適用する等の対応が望まれる。
- 系統接続に係る手続きの処理期間の短縮化、簡略化すべき。
- 接続検討の期間は原則 3 ヶ月だが、実際には接続検討申込み後に書類精査を受けて正式に受理されてから 3 ヶ月となっている。また、申請後の追加資料が多く煩雑。
- 各営業所によって対応や書類申請手順がばらついており、統一化が必要。
- 進捗状況や、他社の申請状況に関する情報を提供してほしい。現状では特定契約に至るまで連系可否や時期が確定できず、システム設計などに費用をかけづらく、事業実施に支障を来している。
- 電力会社の発注するメーターの納期が 5 ヶ月もかかり、売電が遅れている。

#### 費用に関する要望

- 連系工事負担金が当初よりも 20 倍もの高額で示された。交渉により多少減額したが、設備仕様において不利な条件を許容せざるを得なくなった。
- 事前相談段階で連系工事負担金の概算を示すべき。
- 連系工事負担金の見積もり内容や内訳を示すべき。

2013年2月7日

太陽光発電事業者 各位

公益財団法人 自然エネルギー財団

## 太陽光発電設備の系統接続に関するアンケートのお願い

昨年7月1日より固定価格買取制度が始まり、太陽光発電を中心に順調に導入が進んでいます。一方で、規制や系統接続などに関わる課題も見えてきています。自然エネルギーの更なる導入に向けて、自然エネルギー財団では、太陽光発電の系統接続に関して、実態調査を実施することにいたしました。

調査結果は、規制緩和や系統接続の円滑化に向けた弊財団の提言書の作成に活用します。皆様からのご回答は集計結果のみに言及し、それぞれのお答えを外部に公表することはありません。

系統接続に関する実態を把握するために、現在の状況をありのままご回答頂ければ幸いです。

ご回答いただいたアンケート用紙は、**2月18日(月)**までに FAX または郵送でご返送ください。郵送の際は、同封の返信用封筒をご利用ください(切手不要)。また、ご不明な点やご質問がございましたら、下記までお問い合わせ頂ければ幸いです。

〈返送・お問い合わせ先〉

公益財団法人 自然エネルギー財団 担当：真野、近藤

TEL：03-6895-1020 FAX：03-6895-1021 [info@jref.or.jp](mailto:info@jref.or.jp)

※弊財団の活動内容はホームページをご覧ください：<http://www.jref.or.jp/>

下記の問いについて、あてはまる回答欄( )に1つだけ○印を付けてください。(一部複数回答可)

### 1. 御社について

(1) 御社の主な業務を次よりご選択ください。

- ( ) 施主
- ( ) 開発事業者
- ( ) 販売・施工(工事請負業者、ゼネコン、住宅、システムインテグレーター含む)
- ( ) メーカー(セル・モジュール、周辺機器、部品、素材等)
- ( ) その他(具体的にご記入ください： )

(2) 御社が設置した(又は計画中の)設備容量は主に次のどの規模に該当しますか。(複数回答可)

- ( ) 10kW 未満
- ( ) 10kW 以上 50kW 未満
- ( ) 50kW 以上 1,000kW 未満
- ( ) 1,000kW 以上

## 2. 系統接続に係る手続きについて

- (1) 事前相談、接続検討（連系協議）、本申込みのそれぞれの段階において、申し込みから回答までに要した期間をご記入ください。

事前相談 → ( ) ヶ月

接続検討 → ( ) ヶ月

本申込み → ( ) ヶ月

- (2) 事前相談で、系統連系が拒否されたケースはありますか。

( ) ある

( ) ない

- (3) 事前相談で、「連系制限あり」と回答されたケースはありますか。

( ) ある

( ) ない

- (4) 事前相談の回答で得られた情報を以下よりご選択ください。(複数回答可)

( ) 連系制限の有無

( ) 連系点

( ) 連系点までの電源線の距離

( ) 電源線等の設置に係る工事内容

( ) 同工事負担金

( ) 同工事負担金の内訳・算定根拠

( ) その他 ( )

- (5) 接続検討（連系協議）段階で、連系許容量の制限や回答留保をされたケースはありますか。ある場合、どのような理由が示されていたか具体的にご記入ください。また、連系許容量の制限等の理由により、計画時と実際の設備容量が異なる場合には具体的な容量もご記入ください。

( ) ある →以下に理由等をご記入ください。

( ) ない

### 【回答欄】

計画時の設備容量→ ( ) kW      導入済み（予定）の設備容量→ ( ) kW

(6) 接続検討の回答で得られた情報を次よりご選択ください。(複数回答可)

- ( ) 連系制限の有無
- ( ) 連系点
- ( ) 連系点までの電源線の距離
- ( ) 電源線等の設置に係る工事内容
- ( ) 同工事負担金
- ( ) 同工事負担金の内訳・算定根拠
- ( ) その他 ( )

(7) 事前相談や接続検討で受けた回答が、本申込み(特定契約・接続契約)の段階で変更され、連系ができなくなったことはありますか。ある場合には、どのような理由が示されていたか具体的にご記入ください。

- ( ) ある →以下に具体的な理由をご記入ください。
- ( ) ない

**【回答欄】**

(8) 同じ連系点に複数事業者が申請していたケースの場合、電気事業者の回答に工事負担金の還付方法などについて示されていたか。示されていた場合、具体的な内容をご記入ください。

- ( ) ある →以下に具体的な内容をご記入ください。
- ( ) ない

**【回答欄】**

### 3. 全体について

(1) 計画していた事業を断念されたことがありますか。その場合、主な理由は次のうちどちらに該当しますか。複数回ある場合は件数もご記入ください。

- ( ) システム調達(費用等) → [ ]件
- ( ) 土地調達(貸借料、造成費用等) → [ ]件
- ( ) システム接続(連系可能容量の制限、接続費用等) → [ ]件
- ( ) 資金調達 → [ ]件
- ( ) その他 ( ) → [ ]件

(2) 系統接続が理由で事業を断念したことがある場合、主な理由は次のうちどちらに該当しますか。  
複数回ある場合は件数もご記入ください。

- ( ) 電気事業者による接続拒否 → [ ]件
- ( ) 連系可能容量の制限 → [ ]件
- ( ) 工事負担金 → [ ]件
- ( ) スケジュール → [ ]件
- ( ) その他 ( ) → [ ]件

(3) 系統情報に関して、公表が必要と思われる項目は次のうちどちらに該当しますか。(複数回答可)

- ( ) 送電系統図 (送電容量・バンク容量)
- ( ) 連系可能容量
- ( ) 連系に係るコスト及び工期等に係る情報
- ( ) 他社の連系接続申請状況
- ( ) 系統整備計画など今後の見通し
- ( ) その他

(9) その他系統接続に関する課題、要望等をご自由にご記入ください。

<p><b>【回答欄】</b></p>
---------------------

お差支えなければ、ご連絡先をご記入ください。個別名を外部に公表することはありません。

御社名			
ご担当者所属・お名前			
電話番号		E-mail	

ご協力ありがとうございました。